

# ふくやま国際交流協会ボランティア制度実施要領

## 1 目的

ふくやま国際交流協会(以下「協会」という。)は、国際交流事業にボランティアとして参加する環境を整備することにより、地域の国際化を図るとともに、国際理解の増進に寄与することを目的とする。

## 2 ボランティアの種類

ボランティアの種類は次のとおりとする。

- (1)ホームステイ 外国籍の人を自宅に宿泊させて、日本の文化や家庭生活を体験する機会を提供する。
- (2)ホームビジット 宿泊を伴わず、外国籍の人を自宅に招き日本の文化や家庭生活を体験する機会を提供する。
- (3)通訳
- (4)翻訳
- (5)観光ガイド 外国人観光客などの観光ガイドにおいて協力する。
- (6)イベントアシスタント イベントにスタッフとして参加する。
- (7)文化紹介 外国からの訪問者に対する日本の伝統文化の紹介等において協力する。  
また、外国籍住民は自国の伝統文化の紹介等において協力する。
- (8)日本語学習支援 外国籍住民に日本語学習の支援をする。

## 3 ボランティアの登録対象

ボランティアとして登録できる対象は次のとおりとする。

- (1)前項の種類において、無償で活動し、国際理解を深めることに熱意を持つ者。
- (2)ホームステイの登録は、家族全員の同意とともに、ビジターに1部屋提供できる者。

## 4 登録申込方法

ボランティアの登録申込は次のとおりとする。

- (1)ボランティアの登録希望者は、所定の申込書により協会へ申込みこと。
- (2)申込書の記入事項に変更が生じた場合は、速やかに協会へ連絡すること。

## 5 登録

協会会長が申込書を審査し、ボランティア登録者(以下「登録者」という。)を決定し、当該申込者に通知するとともに、登録名簿に登録する。

## 6 登録抹消

協会会長は、申込書に虚偽があったとき、登録者本人からの登録取り消しの申し出があったとき、又は、協会が登録者として不適格と認める事実が発生したときは、当該登録を抹消する。

## 7 活動に要する経費

ボランティア活動を行う際の経費（交通費を含む。）は、原則ボランティアの自己負担とする。ただし、ボランティアがサービスの提供を受ける者から当該活動に要する経費の全部又は一部を受領することを妨げるものではない。

## 8 活動報告書

登録者は、協会の求めがあった場合、活動報告書を作成し提出する。

## 9 ホームステイ、ホームビジットの対象者

身元保証のできる受入れ機関、団体等の紹介がある外国籍住民に限る。

## 10 登録者への協力依頼及び紹介

協会主催行事等においてボランティアの協力を必要とするとき、又は、他の団体から協会に対し、ボランティアの協力依頼があったときは、登録者名簿からボランティアを選定し、紹介・依頼するものとする。なお、後者の場合、協会は紹介のみを行い、ボランティアの詳細な活動については、ボランティアの依頼者と登録者の合意によって行う。なお、ボランティアの依頼ができる団体等は、営利を目的としない国際交流事業の主催者とし、紹介は、協会会長が適当と認めた場合にのみ行う。

## 11 免責等

ボランティア活動の依頼者は、万一事故が生じたときは、ボランティアと誠意をもって解決にあたらなければならない。なお、これによる事故の発生について協会はいっさいの責任を負わない。

また、緊急あるいは不測の事態でボランティア活動ができなくなった場合においても、協会はその責任を負わない。

## 12 適用日

この要領は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

# ふくやま国際交流協会

## 日本語支援ボランティア実施要領

### 目的

ふくやま国際交流協会（以下「協会」という。）では、福山市内近隣に在住する外国籍住民で、円滑な社会生活をするために日本語を学びたい者（以下「学習者」という。）に対し、協会会員が日本語支援ボランティア（以下「日本語ボランティア」という。）として日本語学習を支援するとともに、外国籍住民との交流を深め相互理解を図るため、必要な事項を定める。

### 内容

学習者及び日本語支援ボランティアを希望する者（以下「希望者」という。）は、所定の登録申込書に必要事項を記入し協会へ提出する。

協会は、学習者及び希望者双方の条件を検討のうえ合致した場合、順次紹介する。最初の顔合わせ場所は協会事務局とし、原則として事務局の勤務時間内とする。ただし、就労等のため、顔合わせの日時が事務局の勤務時間内で設定不可能な場合は、希望者双方同意のもとに提出済みの登録申し込み用紙を相手方へ送り、双方の都合のつく日に当事者同士で責任をもって行うこと。協会は当事者同士の活動に対し、一切の責任を負わないものとする。

### 確認事項

学習者は何を学びたいのか、また、日本語ボランティアはどのような支援ができるのかを、まず、お互いに確認すること。また、活動開始後、条件（学習時間等）が合わなくなった場合は、別の日本語ボランティア・学習者を紹介することもできるので、お互いに無理のないようにすること。

### 学習時間及び期間

学習者・日本語ボランティアともお互い無理のない学習時間・期間を設定すること。

### 学習の場所

当事者同士で協議のうえ、自由に設定するものとする。協会は原則として関与しないものとする。

### 学習教材

日本語ボランティアは、学習者の日本語レベル・学習目的に合った教材を選ぶものとする。

協会は、申し出により、保有図書を教材として貸出しするものとする。但し、1回あたり

3冊以内で貸出期間は2週間以内とする。延長する場合は申し出ること。

### **学習ペアの決定**

当事者同士の面談後、お互いの条件が合致し学習活動を行うことが決定したら、所定の「日本語学習ペア登録票」へ必要事項を記入し、すみやかに協会へ提出すること。

### **禁止事項**

#### 学習者

- ・日本語支援ボランティアとも次の内容については行ってはならない。
- ・政治的な活動
- ・宗教的な活動
- ・物販及び営業活動

### **その他**

学習活動開始後、お互いの事情により、また、どちらか一方の事情により、継続が困難となった場合は、すみやかに協会へ申し出ること。